

独立行政法人国立病院機構 広島西医療センターにおける 床頭台賃貸借及びカード式テレビ、プリペイドカード販売 機・精算機、ランドリーの設置・運営者の公募の公示

平成29年10月1日からの当病院内における入院患者等（以下「患者等」という。）のための床頭台賃貸借及びカード式テレビ、プリペイドカード販売機・精算機、ランドリーの設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

平成29年7月14日

独立行政法人国立病院機構
広島西医療センター院長 奥谷 卓也

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構広島西医療センターにおける床頭台賃貸借及びカード式テレビ、プリペイドカード販売機・精算機、ランドリーの設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のためのカード式テレビ、プリペイドカード販売機・精算機、ランドリー運営の全般を実施する。なお、床頭台については当病院と別途賃貸借契約を締結するものとする。

(3) 貸付(運営)期間

平成29年10月1日～平成36年9月30日（7年間）

なお、貸付（運営）期間満了の日の6ヶ月前までに書面をもって引き続き運営する意思表示がなされた場合であっても、病院長がこれを認めない場合は、当初契約期間のみの運営となること。（契約の更新のない定期建物賃貸借契約による。）

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規定によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、カード式テレビシステム等の設置・運営事業について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ④ 運営の一括再委託は禁止する。一部を再委託する場合は別途資料提出。
- ⑤ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げるものに該当しないこと。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

- ①企画書の提出者の能力
経営状況、同種又は類似業務の実績
- ②賃貸備品の提案
仕様の適当・妥当性、利用料金の妥当性
- ③カード式テレビシステム等の運営方針等
運営方針・運営方法の妥当性、当該運営に対する取組意欲
- ④運営者からの提案
企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性
- ⑤賃貸料見積の妥当性

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒739-0696 広島県大竹市玖波4丁目1番1号
独立行政法人国立病院機構広島西医療センター
事務部 企画課 業務班長
電話0827-57-7183（内線2101）

(2) 説明書の交付期間及び場所

- ①交付期間 平成29年7月14日(金)から同年7月31日(月)まで
ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。
- ②交付場所 (1)に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

- ①登録期限 平成29年8月2日(水) 17時00分
- ②登録場所及び方法 (1)に同じ 別添「応募申込書」を持参又は郵送

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

- ①提出期限 平成29年8月2日(水) 17時00分
- ②提出場所及び方法 (1)に同じ 持参又は郵送

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効
- (2) 契約書作成の要否 …… 要（定期建物賃貸借契約による予定）
- (3) 企画書のヒアリング …… 必要に応じて実施
- (4) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記3.(1)に同じ
- (5) 詳細は、説明書による